

瀬戸内市公共施設再編方針

持続可能な行政経営のために

施設から機能への転換

2014年6月

瀬戸内市

目次

第1章 方針策定の背景	1
第1節 公共施設の整備	1
第2節 公共施設の更新問題とは	1
第3節 方針の目的	2
第2章 本市の公共施設の現状と課題	3
第1節 公共施設の総量	3
1. 公共施設の用途別建物延床面積	3
2. 公共施設の築年別整備状況及び耐震化の状況	4
3. 公共施設築年別の建物面積の割合	5
4. 人口1人あたりの公共施設延床面積	5
第2節 需要動向	5
1. 人口動態	5
2. 社会経済情勢の変化	7
第3節 財政状況	7
1. 歳入決算額の推移	7
2. 歳出決算額の推移	8
3. 財政構造の硬直化	10
第4節 更新費用の推計	10
1. 公共施設の将来の更新費用の推計	10
2. 時系列でみた更新費用及び財源不足額	11
第3章 基本的な考え方	12
第1節 公共施設再編方針のコンセプト	12
第2節 公共施設再編方針の位置づけ	12
第3節 公共施設再編方針の対象施設	12
第4節 公共施設再編方針の期間	13
第4章 基本方針	14
第1節 総量の削減	14
1. 新規建設の抑制	14
2. 広域連携の推進	14
3. 多機能化・複合化の推進	14
4. 官民連携（PFI、民間施設の活用）の推進	15
5. スケルトン・インフィル方式の導入検討	15
6. 資産の圧縮	15
第2節 既存施設の効果的な利用	15

第3節 効率的な管理運営	15
1. 計画的な予防保全と適切な長寿命化	16
2. 官民連携の推進	16
3. 管理コストの最適化	16
4. 使用料等の見直し	16
5. 防災対策の推進	17
第5章 公共施設再編を推進するために	18
第1節 再編計画の策定	18
第2節 施設評価の実施	18
第3節 情報の一元管理と公開	19
第4節 中期財政計画との整合	19
参考文献	19

図表目次

図 1 施設種別ごとの面積割合	3
図 2 建設年別公共施設延床面積（単位m ² ）	4
図 3 築年数別延床面積割合	5
図 4 瀬戸内市の人口推計（単位人）	6
図 5 高齢者人口に対する生産年齢人口の割合	7
図 6 歳入決算額の推移（普通会計・単位百万円）	8
図 7 歳入推計（普通会計・単位百万円）	8
図 8 歳出決算額の推移（普通会計・単位百万円）	9
図 9 歳出推計（普通会計・単位百万円）	9
図 10 更新費用の試算	11
図 11 3階層マネジメントのイメージ	18
表 1 施設種別	3
表 2 平成 24 年度決算における経常収支比率（県内類似団体との比較）	10
表 3 経常収支比率推移見込み（単位：％）	10

第 1 章 方針策定の背景

第 1 節 公共施設の整備

本市は、昭和 40 年代以降、平成 12 年にかけて人口が増加し、学校、公民館などの公共施設や道路、上水道などのインフラの整備が必要になりました。

一方、昭和 40 年代以降の高度経済成長期は、生活スタイルや価値観の多様化が進展した時期でもあり、文化・スポーツ・学習活動などの新たな公共施設の需要も高まりました。

このような社会情勢を背景に、本市においても公共施設やインフラが一斉に整備されてきました。

また、この時期は邑久郡牛窓町、邑久町、長船町としてそれぞれ公共施設を建設してきました。

第 2 節 公共施設の更新問題とは

ある時期に一斉に整備された公共施設やインフラは、一斉に老朽化し、一斉に更新時期を迎えることとなります。しかし、現在の厳しい財政状況に加え、今後少子高齢社会・人口減少社会の進展に伴う税収入の減少及び社会保障支出の増加が見込まれており、更新費用の削減による財源確保が課題となっています。

また、少子高齢社会・人口減少社会の進展は、公共施設に対する需要の変化を引き起こし、これまで公共施設が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質量両面から公共施設全体のあり方を見直すことも課題となっています。

特に本市の場合、昭和 50 年から平成 6 年の約 20 年間に集中的に公共施設が整備されてきたことから、今後 10 年以内にこれらの施設が築後 30 年を迎え、大規模改修が必要な時期となります。膨大な更新費用の到来と財政状況の悪化により、必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなる可能性があります。これを「公共施設の更新問題」といいます。他の自治体では、全ての自治体に存在し、必ずやってくる問題ということで「時限爆弾」という表現をしているところもあります。

公共施設の更新問題は、今後の取組に応じて、大きく 3 つのシナリオを描くことができます。

第 1 のシナリオは、現状維持に努め、無理な借金の結果、財政破綻する、というものです。全ての公共施設の更新を行おうとして無理な起債を行った結果、公債費が膨れ上がり、財政破綻をもたらすシナリオです。この場合、多くの公共施設を廃止することになりますが、それまでにかけてきたお金を無駄にすることに変わりはありません。また施設だけでなく、必要な行政サービスを廃止・

縮小することや、税や使用料等の市民負担を大幅に増やすことにつながり、それまでの行政の代償を将来の世代に払わせる行為になります。将来の市民に対しあまりにも無責任な態度であり、採用すべきシナリオではありません。

第 2 のシナリオは、更新問題への対応を決定できないことにより、公共施設の機能が停止したり、公共施設そのものが崩壊したりするものです。公共施設が老朽化していくなか、どの施設から手をつけていけばよいかが決められず、施設が崩壊し、機能不全に陥る、というシナリオです。老朽化した施設が避難所として指定されていた場合、今後発生が予想されている南海トラフを震源とする地震災害発生時に公共施設が崩壊し、避難所として機能できない事態が予想されます。また余震等により避難所そのものが崩壊した場合、人的被害は甚大なものとなります。市民の安全な暮らしを守る観点から、このシナリオも採用すべきものではありません。

第 3 のシナリオは、公共施設の更新問題に対し、必要性の高い施設を定め、財源を集中的に投下することで財政破綻を回避しつつ、必要な公共施設を残していくというものです。公共施設のマネジメントを適切に行い、財務・品質・供給の最適化と財源確保を同時に行うシナリオです。当然これまで利用してきた施設のうち、廃止される施設が出てくることは否定できませんが、このシナリオ以外に市民への負担を少なくする手法はありません。

第 3 節 方針の目的

先述のとおり、公共施設の更新問題は避けて通ることはできません。税金で整備されてきた施設を効果的・効率的に活用し、現代の行政に求められているニーズを満たすことは、持続可能な行政経営の基盤につながるものです。

このため、本市の公共施設の現状を明らかにし、公共施設の管理運営や改修・更新に関するあり方をまとめ、計画的かつ組織的に公共施設の更新問題に取り組むことにより、財政状況の悪化を回避し、公共施設の最適化と財源確保を同時に行う第 3 のシナリオを達成することとします。

第2章 本市の公共施設の現状と課題

第1節 公共施設の総量

1. 公共施設の用途別建物延床面積

本市が保有する公共施設の延床面積は、約 13.6 万㎡であり、そのうち、小中学校、給食調理場の学校教育系施設が全体の約 47%を占めています。次いで延床面積が多い施設は、スポーツ公園や体育館、岡山いこいの村等のスポーツ・レクリエーション施設が約 11%、公民館やコミュニティセンター等の市民文化系施設と市役所庁舎や消防機庫等の行政系施設がそれぞれ約 9%を占めています。

図1 施設種別ごとの面積割合

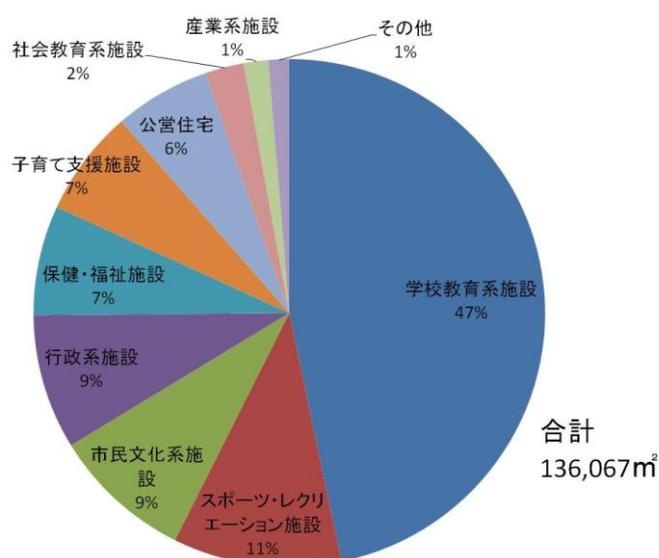


表1 施設種別

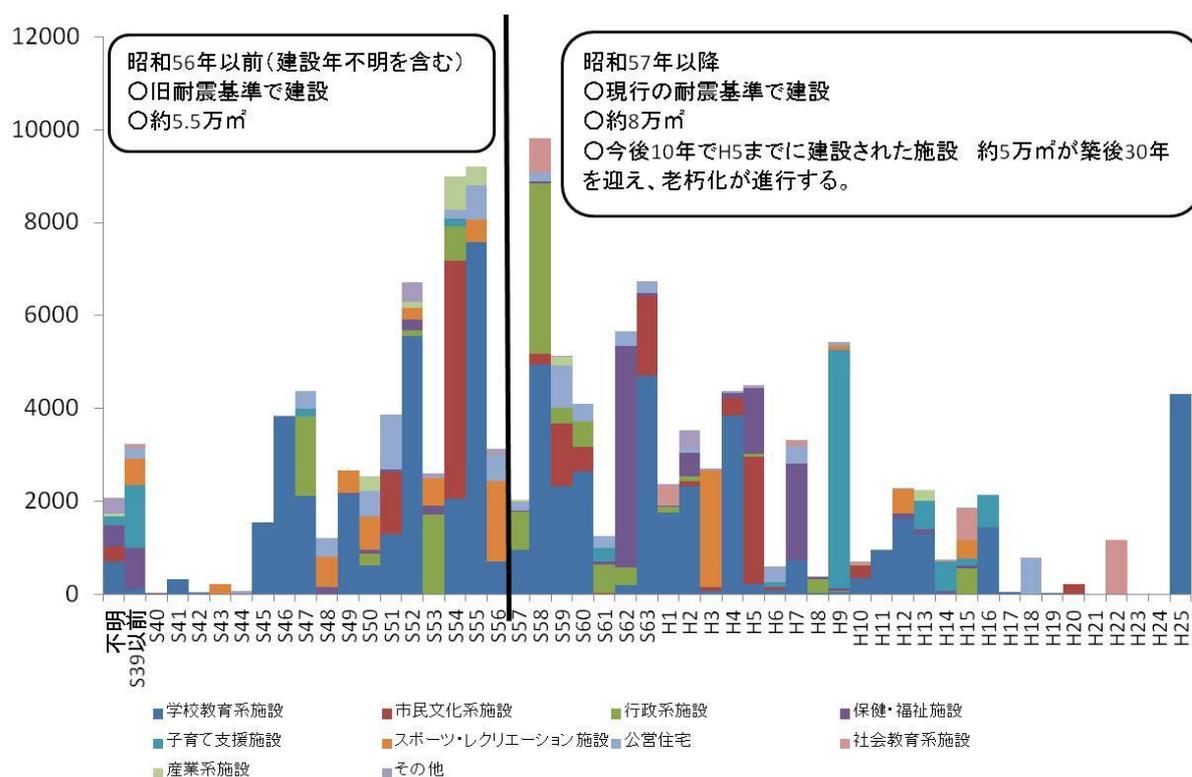
施設種別	施設の例
学校教育系施設	小中学校、給食調理場
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ公園、体育館、観光関連施設、美しい森施設、岡山いこいの村
市民文化系施設	集会所・コミュニティセンター・公民館
行政系施設	庁舎、消防機庫、水防倉庫
保健・福祉施設	保健福祉センター、老人憩の家、介護予防施設、隣保館
子育て支援施設	幼稚園、保育園、児童館、幼児・児童関連施設
公営住宅	市営住宅
社会教育系施設	図書館、博物館、美術館、民俗資料館
産業系施設	農産物加工施設
その他	公衆トイレ、火葬場

2. 公共施設の築年別整備状況及び耐震化の状況

本市においては、人口が増加傾向であった昭和 50 年から平成 6 年までの約 20 年間にかけて、多くの施設を集中的に整備してきました。

一方、耐震化の状況を見ると、本市の公共施設の約 40%は新耐震基準以前に整備されたものであり、その中でも小中学校を最優先として耐震診断及び耐震化を行ってきました。その結果、小中学校については平成 26 年 3 月末現在で耐震化率 97.3%となっています。しかし、他の施設については耐震化診断ができていない施設も多く、昭和 56 年以前に建設された施設のうち約 2 万㎡が、耐震化が完了していない施設となっています。

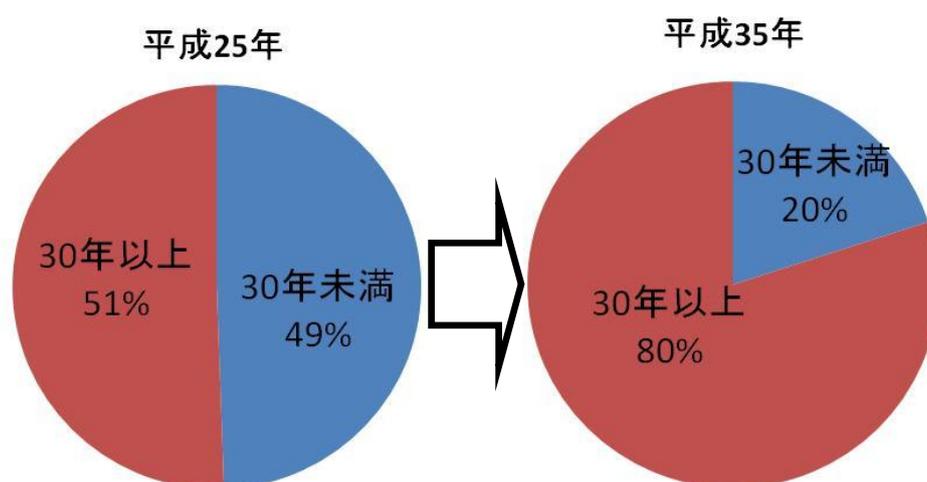
図 2 建設年別公共施設延床面積（単位㎡）



3. 公共施設築年別の建物面積の割合

築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要になります。本市の場合、平成 25 年現在で築後 30 年を超える施設は全体の約 50%という状況です。これが 10 年後には約 80%に達する見込みとなっており、今後急激に公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることとなります。

図 3 築年数別延床面積割合



4. 人口 1 人あたりの公共施設延床面積

本市の人口 1 人あたりの公共施設延床面積は 3.5 m²です。全国平均が 3.42 m²^{注1}であることから、概ね全国平均程度であるものの、先進自治体では、本市より人口 1 人あたりの公共施設延床面積が小さい状況にあるにも関わらず、全ての公共施設の維持更新は困難であると判断し、公共施設の更新問題に取り組んでいます。

第 2 節 需要動向

1. 人口動態

国勢調査によると、本市の人口は、昭和 40 年代以降増加を続け、平成 12 年の 39,403 人をピークに減少に転じました。また、世帯数は核家族化の進行などに伴い、1 世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

平成 24 年の瀬戸内市の人口推計によると、平成 22 年からの 25 年間で約 24%、9,000 人の人口減少が見込まれています。特に年少人口の減少が著しく、平成

^{注1} 東洋大学 PPP 研究センターHP「日本で初めて「全国自治体公共施設延床面積データ」を公表 (<http://www.toyo.ac.jp/site/pppc/30712.html>)」

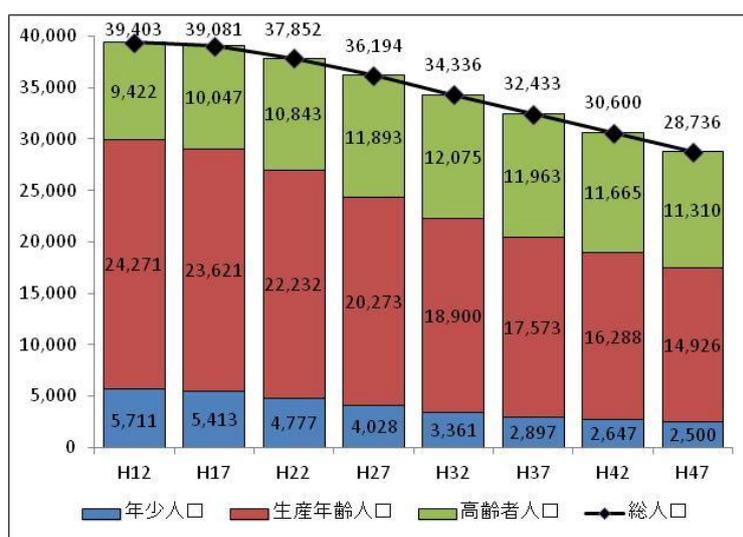
22年からの25年間で約半分に減少すると見込まれています。高齢者人口は団塊世代が70歳以上となる平成32年の12,075人をピークに若干の減少が見られるものの、高齢化率は総人口の減少に合わせて高まり、平成22年には約29%だったものが平成47年には約39%と、非常に高い状態になると見込まれています。

また小学校区別に見ると、年少人口は牛窓東、牛窓西、牛窓北、玉津、裳掛、美和の6小学校区において極めて少なくなることが見込まれています。邑久、今城、国府、行幸の4小学校区においてもゆるやかな減少と、全体的に見て減少傾向であることに変わりはありません。高齢者人口は、ピークとなる時期が平成27年～平成37年頃とばらつきがあるものの、一定程度増加の後、減少傾向に転換していくことが予測されています。高齢化率は、邑久、今城、国府、行幸の4小学校区では平成47年に26%～37%程度となるものの、牛窓西、牛窓北、玉津、裳掛の4小学校区においては60%を超え、コミュニティ機能の維持確保が課題となってきます。

このように、人口減少及び少子高齢社会の進行に加え、年齢階層別の人口及びその割合が変化することで、公共施設として必要な規模の変化が予測されます。また、人口動態及び社会経済情勢の変化に伴うライフスタイル及び価値観の変化などにより、公共施設に求められる機能の複雑化・多様化が予測されます。

以上から、公共施設に求められる規模、役割及び機能の見直しなど公共施設全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

図4 瀬戸内市の人口推計（単位人）



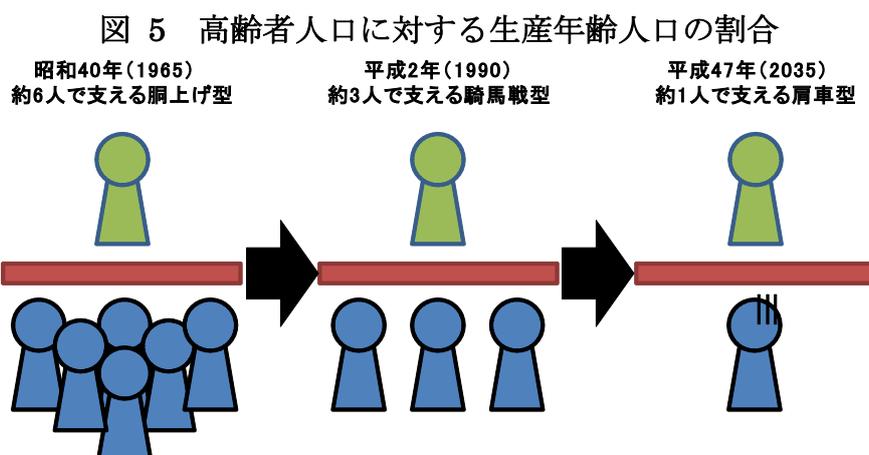
出典：平成24年瀬戸内市の人口推計

2. 社会経済情勢の変化

瀬戸内市の人口推計によると、本市の平成 47 年の生産年齢人口は約 1 万 5 千人と推計されています。高度成長期以降、最も生産年齢人口が多い平成 2 年に比べると約 1 万人減少しています。

一方、平成 47 年の公共施設の延床面積を平成 24 年と同じ約 13.6 万㎡と仮定した場合、平成 2 年当時の約 9 万㎡と比べると、約 1.5 倍となります。このことは、主な納税者層である生産年齢人口が 1 万人も減少する中で、約 1.5 倍の公共施設を維持することとなり、その分、他の事業に予算を使うことができないことを意味しています。

また、高齢者人口と生産年齢人口の比率をみると、平成 2 年は生産年齢人口 3.3 人が高齢者 1 人を支える「騎馬戦」型でしたが、平成 47 年には生産年齢人口 1.3 人が高齢者 1 人を支える「肩車」型の構造となっています。高齢者の福祉や介護、医療を支えるための負担が大きく増加していく中で、公共施設を現状のまま維持し続けることは、生産年齢人口に対して更なる負担を強いることにつながります。



年	総人口	生産年齢人口	高齢者人口	生産年齢人口／ 高齢者人口
昭和 40 年	35, 815 人	24, 348 人	3, 915 人	6. 22
平成 2 年	38, 928 人	24, 863 人	7, 520 人	3. 31
平成 47 年	28, 736 人	14, 926 人	11, 310 人	1. 32

出典：財務省 HP を参考に瀬戸内市作成

第 3 節 財政状況

1. 歳入決算額の推移

本市の平成 23 年度普通会計歳入決算額の内訳をみると、最も大きな割合を占

めているのは地方交付税で、次いで市税、国県支出金、市債と続いています。

自主財源の比率は約 37%であり、地方交付税の総額と同程度となっています。

将来見込みとしては、工業団地へ誘致した企業の操業開始に伴う税収の増加が見込まれるものの、地方交付税の合併算定替が終了し、段階的に削減されることから、歳入総額は減少するものと見込まれています。

図 6 歳入決算額の推移（普通会計・単位百万円）

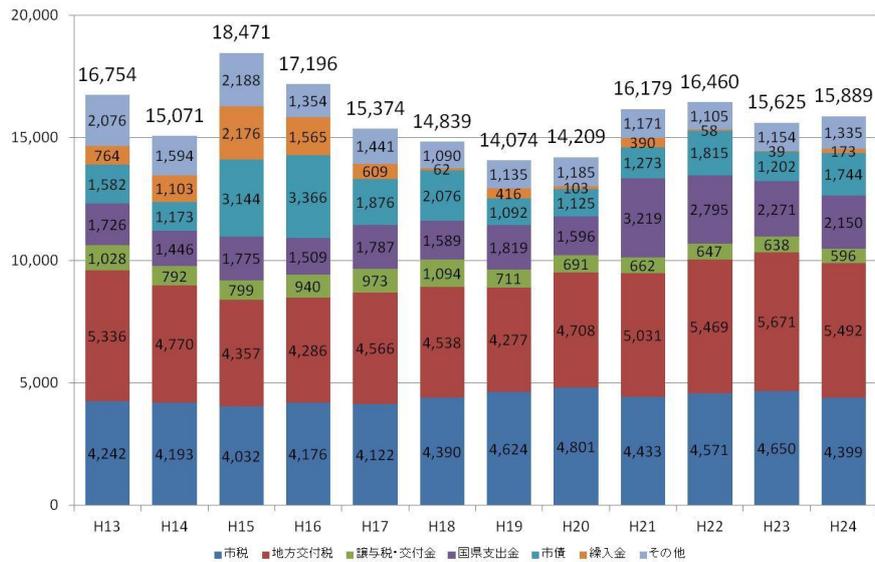
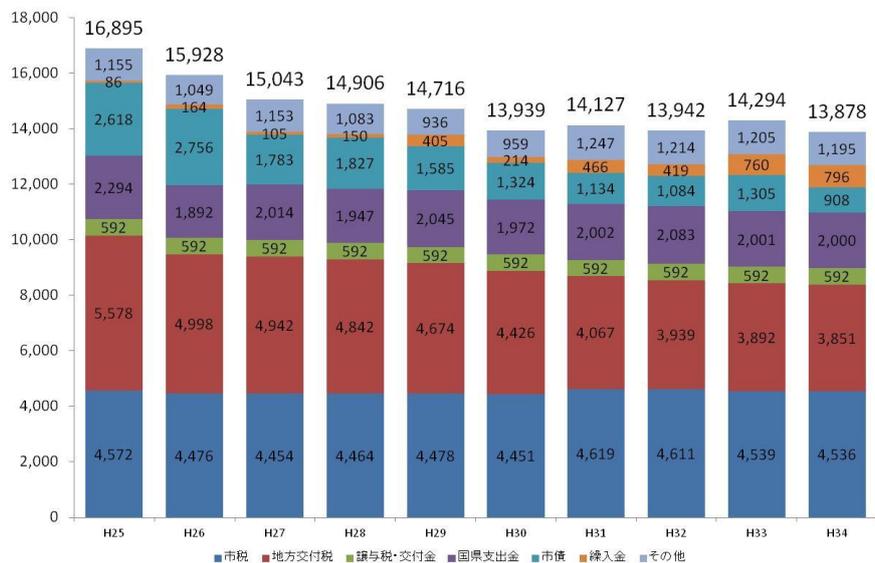


図 7 歳入推計（普通会計・単位百万円）



出典：平成 25 年度瀬戸内市中期財政計画

2. 歳出決算額の推移

本市の平成 23 年度の普通会計の歳出決算額を見ると、最も大きな割合を占め

ているのは人件費です。また、少子高齢社会への対応などの社会保障関係費の増加により、扶助費の占める割合は平成14年度からの10年間で約2.9倍の伸びを示しています。そして今後も扶助費の増加は避けられず、平成24年度からの10年間で1.1倍程度の伸びが予測されています。

投資的事業については、平成26～27年度に行う市民病院の建て替え、新図書館建設をもって公共施設整備が一段落すること、また公共事業の縮減もあって今後減少傾向になると見込まれています。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費の割合が全体の約半分を占めています。

図8 歳出決算額の推移（普通会計・単位百万円）

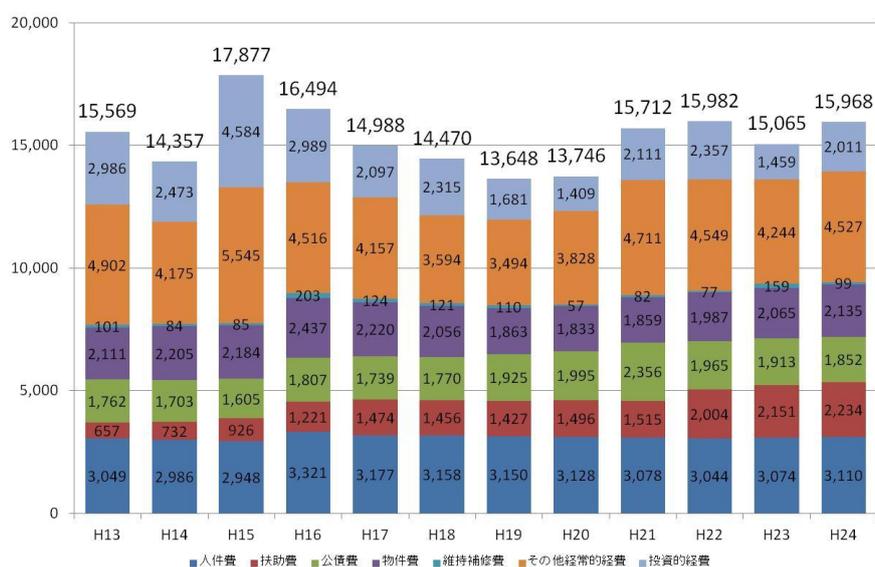
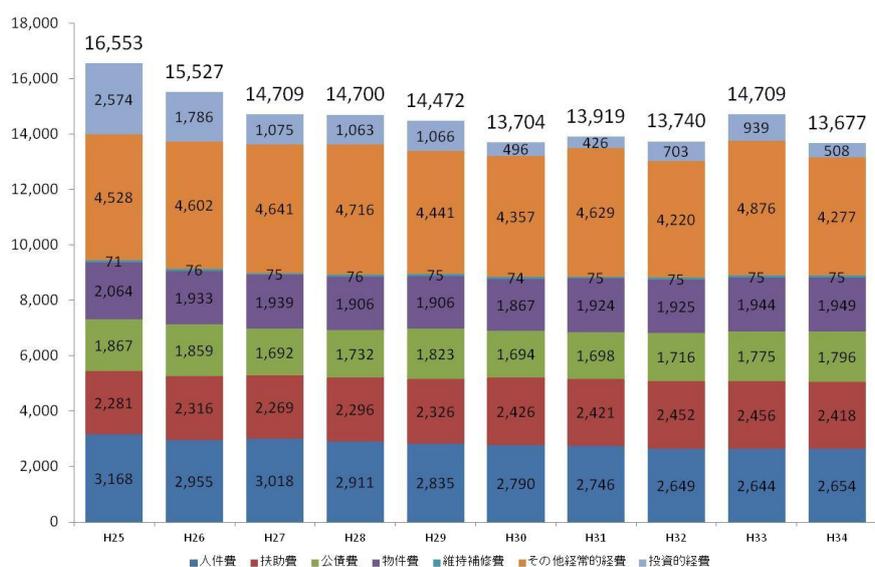


図9 歳出推計（普通会計・単位百万円）



出典：平成25年度瀬戸内市中期財政計画

3. 財政構造の硬直化

本市の経常収支比率は、平成 18 年度以降毎年作成している中期財政試算に基づく歳出抑制の結果、類似団体と比較して低い水準にあります。平成 27 年度開館予定の市民病院、新図書館の建設にかかる起債の償還などの公債費の増加や、人口減少に伴う市民税収の減少と高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加により、経常収支比率は悪化する見通しとなっており、今後の財政運営は非常に厳しい状況であることがうかがえます。

表 2 平成 24 年度決算における経常収支比率（県内類似団体との比較）

瀬戸内市	備前市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市
86.7%	90.6%	91.1%	84.2%	91.6%	87.8%

出典：平成 25 年度瀬戸内市中期財政計画

表 3 経常収支比率推移見込み（単位：%）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
84.4	89.1	89.4	90.0	92.5	94.0	95.2	96.4	99.1	99.8

出典：平成 25 年度瀬戸内市中期財政計画

第 4 節 更新費用の推計

1. 公共施設の将来の更新費用の推計

本市の公共施設の更新費用について、施設ごとに耐用年数 60 年での更新、30 年での大規模改修を前提に、整備年度ごとの延床面積に工事単価を乗じて推計した結果、今ある全ての公共施設を維持し、更新し続けるための費用は、今後 40 年間で約 640 億円程度、1 年あたり約 16 億円が必要との結果となりました。

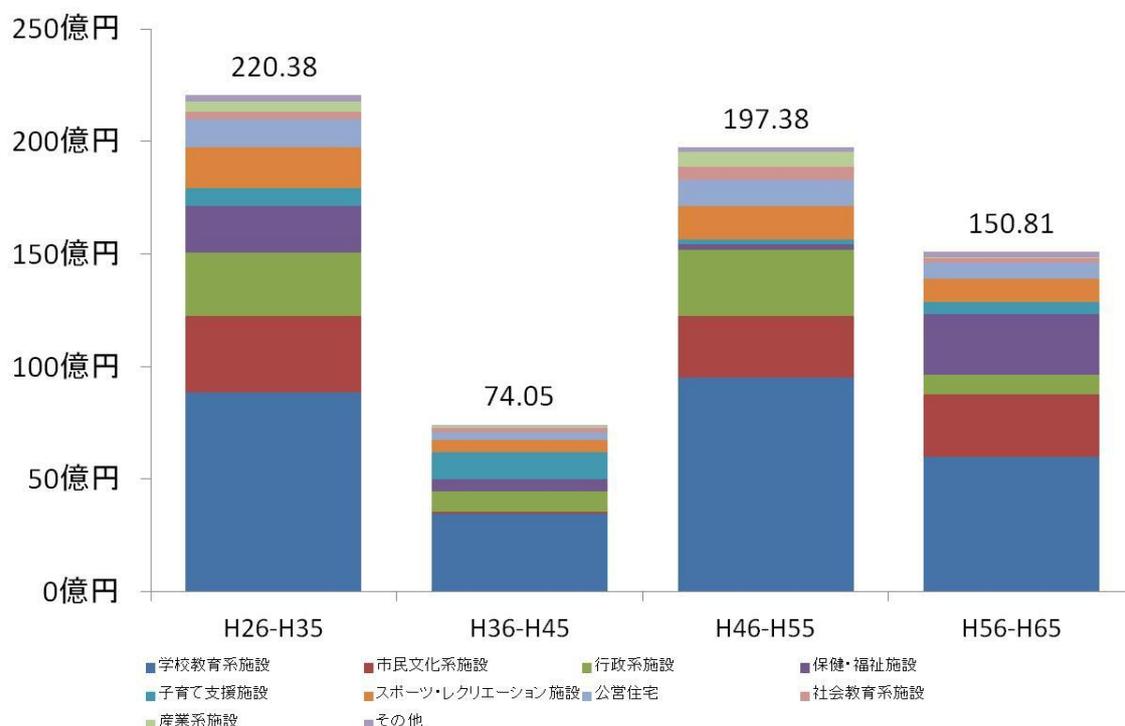
一方、直近 5 年度の投資的経費及び維持補修費決算額の平均は約 19 億円であり、平成 25 年度中期財政計画における平成 30 年度から平成 34 年度の平均では約 6 億円となっています。今後投資的経費の削減が避けられない中、この 6 億円を将来にわたって確保できたとしても、40 年間で約 340 億円の財源不足となることから、40 年後に維持できる公共施設は現在の約 50%程度となることが見込まれます。

また、人口推計によると、今後生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が続く見込みとなっており、それに伴う税収の減少傾向と社会保障関係費の増加が予想されます。このため、公共施設にかかる投資的経費は、現在の水準を維持できない可能性が考えられます。

さらに、公共施設だけでなく、道路、橋りょうといったインフラについても更新が必要になります。インフラは公共施設よりも優先度が高くなると考えら

れるため、より公共施設にかかる投資的経費を維持することが難しくなります。

図 10 更新費用の試算



2. 時系列でみた更新費用及び財源不足額

建設年次が不明であるものや、現時点で既に建設から 60 年を超えている施設の更新を今後 10 年間で実施すると仮定し、更新費用を推計した場合、平成 26～35 年度の平均では 1 年あたり約 22 億円の更新費用が推計されており、1 年あたり約 11 億円、10 年間で約 106 億円の不足が発生します。平成 36～45 年度では 1 年あたり約 1.4 億円、平成 46～55 年度では 1 年あたり約 13 億円、平成 56 年～65 年では 1 年あたり約 9 億円の財源不足が、それぞれ発生する推計結果となっています。

また、合併算定替の終了に伴う地方交付税の減額、人口減少に伴う税収の減少等から、歳入規模は長期的に見ると減少傾向であることが予想されています。このような状況から、財源不足額はより大きくなるものと考えられます。

第3章 基本的な考え方

第1節 公共施設再編方針のコンセプト

公共施設を再編するというと、施設の廃止、縮小といったマイナスイメージで捉えられがちです。また、公共施設の再編に伴う行政サービスの低下は間違いなく起こります。しかし、このまま漫然と公共施設を維持し続ければ、財政破綻や公共施設の機能停止あるいは崩壊といったシナリオに発展し、ソフト面も含めた公共サービスが全て停止し、これまで保ってきたまちの魅力を全て失うことにつながります。

こうしたシナリオを認識し、公共施設で提供する必要性の高い機能を今後も確保するための取組が必要になります。公共施設の持つ役割と機能を検証し、現在の、そして将来の社会情勢の変化に対応した公共施設のあり方を見極める必要があります。

そこで、本市における公共施設再編のコンセプトを『持続可能な行政経営のために 施設から機能への転換』とします。

今、戦略的に公共施設のあり方を考え、実行に移していくことは、必要性の高い公共施設の機能を利用しながら費用負担の抑制につながるなど、現世代にとって大きな利益となります。また、今後20年以降にやってくる公共施設の更新ピークに備えることともなり、将来の市民に大きな負担を押し付けないことにもつながります。

なお、公共施設の更新問題を考えるにあたっては、膨大な更新費用が予測されるインフラも重要な要素です。ライフラインの一つであるインフラを考えることは、公共施設の更新問題よりさらに慎重を期することから、この基本方針とは別に対応していくこととします。

第2節 公共施設再編方針の位置づけ

この方針は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定された第2次瀬戸内市総合計画の将来像「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を達成するための基本理念「効率的・効果的な行財政運営」に基づき、公共施設のあり方についてまとめる方針として位置づけるものです。また、瀬戸内市行政改革指針の項目にある「公共施設の最適化」について具体的にまとめた方針として市全体の行政改革の一端を担うものでもあります。

第3節 公共施設再編方針の対象施設

本方針の対象施設は、本市の保有する公共施設のうち、病院事業部が所管する施設、上下水道部が所管する施設、市民生活部が所管する施設のうち、クリーンセンターかもめ、長船クリーンセンター、長船衛生センターを除いた全て

の施設を対象とします。

※道路、橋りょう、上下水道管といったインフラは本方針とは別に長寿命化計画を策定しているため、対象外とします。また、上下水道、廃棄物処理のプラント系施設についてはプラントの更新需要が異なり、別途アセットマネジメントに取り組むことから、対象外とします。

第4節 公共施設再編方針の期間

本方針の計画期間は、平成27年度から平成66年度までの40年間とします。

これは、一般的に施設のライフサイクル^{注2}は長期にわたることから設定しています。ただし、社会経済情勢等の変化や本市の行政改革の取組に柔軟に対応するため、適宜見直しを行います。

^{注2} 施設の建設から維持管理・補修・解体・廃棄までを示す。

第4章 基本方針

第1節 総量の削減

本市の公共施設の更新費用は、推計結果から明らかなように、現在の施設の約50%程度しかありません。またインフラの更新費用を考慮すると、更に少なくなると予想されます。さらに、今後生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢者人口の増加による社会保障関係費の増加等の財政運営上のマイナス要因を考慮すると、これまでと同程度の水準の投資的経費を維持することは極めて難しいと言えます。

このことから、現在の公共施設全てを更新していくことは不可能であり、今後40年間で現在の公共施設の5割から6割程度の削減は避けられません。しかし、何も考えずに単純に公共施設を削減すると、必要性の高い公共サービスが維持できなくなり、市民生活に大きな影響を与えることとなってしまいます。このため、効果的、効率的な管理運営や長寿命化の取組などにより、公共施設の削減幅を抑制することとし、総量削減目標を今後40年間で40%とします。

1. 新規建設の抑制

公共施設の新規建設は、原則として行わないこととします。本市の政策目標の達成のため、他の自治体の施設の共同利用、市内公共施設の転用や民間保有施設の活用等が不可能であり、どうしても新たに建設しなければならないものについてのみ新規建設を行うこととします。

2. 広域連携の推進

他のまちにある公共施設の機能を本市にもほしいという発想や、ひとつのまちで想定される全ての公共施設の機能を持ちあわせなくてはならない、というワンセット主義の考えを捨て、周辺の複数自治体で公共施設の機能を補完しあうことができるよう、近隣自治体と公共施設の広域連携について検討協議します。

3. 多機能化・複合化の推進

いわゆる「一機能一施設」という考え方を改め、稼働率や余裕スペースの状況を検証しつつ、1つの公共施設で2つ以上の機能を持たせるよう多機能化及び複合化を進めます。

そのために、設置目的や現在の稼働状況、コスト情報などを踏まえた基準を元に評価を行い、他の施設を集約できる施設、移転させることが可能な施設を洗い出します。

また、合併により複数の同じ目的、機能の施設が存在していることにも着目

し、移転・集約を図ります。

4. 官民連携(PFI、民間施設の活用)の推進

公共施設の整備、更新、維持管理及び運営について、民間事業者の資金やノウハウを活用する PFI の検討及び導入を図ります。また、民間保有の施設に公共施設の機能を移転させるなど、施設を保有することなく公共サービスを実施する手法についても検討を進めます。

5. スケルトン・インフィル方式の導入検討

建替えを行う際には、建物を構造体と内装・設備に分けて設計し、使用目的に応じて間取り等を容易に変更できるスケルトン・インフィル方式の導入を検討します。

また、建替えの際には 3.でも述べた多機能化及び複合化を基本として総量の削減を図るほか、建設費だけでなく維持管理等の経常経費を試算、公表し、建替えの是非について全市民的議論を徹底します。

6. 資産の圧縮

特に施設の評価によって機能を移転したことで発生した余剰施設は、民間事業者への譲渡など有効な活用策を検討します。しかし、有効な活用策が無い場合は、施設の売却や解体撤去して用地を売却し、その収入を他の公共施設の建替えや大規模改修の財源に充てるなど、遊休資産の適切な活用と処分を行います。

第2節 既存施設の効果的な利用

公共施設の維持管理コストは、それぞれの施設によって異なります。稼働率が低い施設は維持管理コストの効率性が低くなることから、稼働率を高めるために施設機能の集約を行い、効果的な施設の利用に努めます。

第3節 効率的な管理運営

公共施設を優良な資産と捉え、活用できるよう、これまでの対処療法的な事後保全を改め、計画的な予防保全を行います。また、公共施設そのものの耐用年数を伸ばす長寿命化を適切に行うことでライフサイクルコスト^{注3}の低減を図ります。また、近い将来発生が予想されている大規模地震において、公共施設は市民の避難所としての機能を十分に果たす必要があります。このため、施設

^{注3} 施設の企画、設計から建設、維持管理や修繕、解体処分までの全ての費用。

の防災機能を強化する必要があります。

このため、以下の視点により、公共施設の効果的・効率的な管理運営を図ります。

1. 計画的な予防保全と適切な長寿命化

公共施設の老朽度を把握し、全庁的な調整を行った上で大規模改修を行います。予防保全の導入とあわせて、大規模改修や建替えの周期を長期化する長寿命化の視点を導入します。

2. 官民連携の推進

指定管理者制度の活用はこれまでも行われてきましたが、十分な効果が発揮されたとは考えにくい施設も見られます。指定管理者制度の効果を測定するためのモニター制度の導入や、これまで非公募で行っていた指定管理者の選定についても競争原理の導入を研究し、更なるサービス向上を目指します。また、これまで指定管理者制度を導入していない施設についても改めて導入を検討します。

公共施設におけるネーミングライツ^{注4}の導入や、施設を広告媒体とした広告収入、屋根貸し太陽光発電等、新たな歳入増加策についても研究を行います。

3. 管理コストの最適化

特に法定点検や消防点検、エレベーターなどの設備点検等の業務を複数施設で一括して発注するなど、費用の低減に努めます。また、ESCO 事業^{注5}や PPS^{注6}からの受電を検討し、維持管理費の最適化を図ります。

4. 使用料等の見直し

使用料等は施設を利用している者と利用していない者の公平性を確保するため、「公共サービスの対価」として受益者から経済的負担を求めるものですが、施設によって使用料設定の基準が曖昧であり、統一した基準の設定が求められます。

今後、適正な料金設定を行うため、使用料等の設定基準を作成し、受益者負

^{注4} スポンサー企業等が市の施設等に愛称等を付与する代わりに、収入を得る資金調達手法。ただし、条例上の施設名称については変更しない。

^{注5} 建物の電気設備等の省エネ化を資金調達から設計・施工、管理まで一括して請け負い、省エネによる経費節減分を発注者と ESCO 事業者が分配する仕組み。

^{注6} 特定規模電気事業者。契約電力 50kW 以上の需要家に対し一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う。

担の適正化に努めます。

5. 防災対策の推進

東日本大震災を契機に、地域の防災拠点として公共施設が果たす役割が改めて認識されました。特に避難所となる公共施設については、耐震性だけでなく、電気・水道等のライフラインの確保が課題となります。

このため、大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震化だけでなく、発電設備や給水設備等の災害対策機能を強化するものとします。

第5章 公共施設再編を推進するために

第1節 再編計画の策定

この方針に基づく個別の公共施設のあり方の見直しについては、今後、公共施設再編計画で定めることとします。この公共施設再編計画は、持続可能な行政経営を可能にするため、機能及びコスト面からみた公共施設の建替・移転・集約・廃止の方向性を定め、具体的な年次を定めて適正な機能の確保及び効率的な管理運営を行うための計画とします。

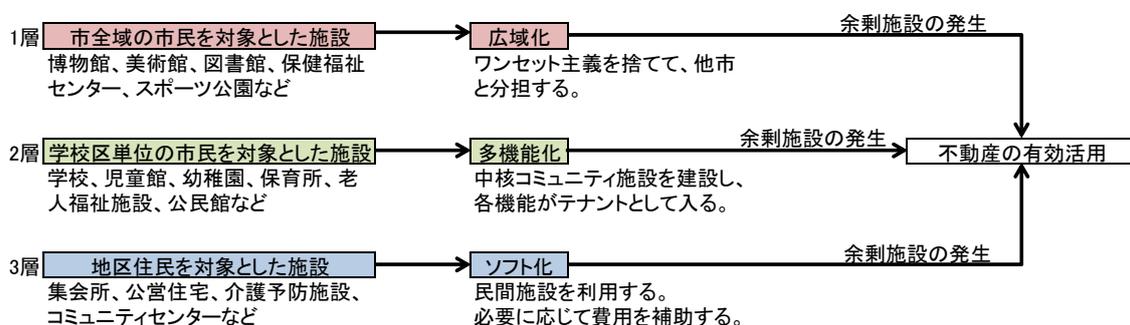
先進自治体では、総量の40%削減と言いつつも、当初の10年間に限っては概ね1%~4%程度の削減と、少ない削減量を示していますが、当市の場合、今後10年間の行財政改革が大幅になされなければ、財政赤字が発生し、同時にまちの魅力を失うことから、今後10年間で概ね10%の総量削減を行う計画とし、その後30年間で施設の複合化を含めた更新を行っていくことで更に30%の削減を行う計画とします。

第2節 施設評価の実施

公共施設再編計画を策定するに当たり、公共施設の必要性について評価を行い、「維持」「集約」「移転」「廃止」する施設に分類していきます。その上で、個別の施設について年次計画的に評価結果に基づく実施計画をまとめていきます。

評価に当たっては、施設利用者の範囲から考える3階層マネジメントを基本とし、施設の老朽化、稼働率、維持管理コストなどを基本とし、今後公共施設として求められる機能は何か、防災拠点としての機能担保が可能か、今後の需要動向といった観点を勘案して総合的な評価を行うこととします。

図11 3階層マネジメントのイメージ



第3節 情報の一元管理と公開

公共施設再編の取組は、長期にわたり進めていくこととなります。このため、確実な進捗管理と施設評価の継続的な実施を行う必要があります。

また、公共施設を目的に応じ、組織の縦割りを超えて捉えていくことから、修繕が必要な箇所等の情報を一元的に管理する体制を整備します。

公共施設の再編を行うには、市民の理解と協力が不可欠です。本市の公共施設に関する情報を積極的に公開し、公共施設再編について共通の情報を元に、市民と行政が共通の認識に立って知恵を出し合い、公共施設の更新問題に取り組む仕組みをつくりま

第4節 中期財政計画との整合

公共施設の再編は、長期的な視点からライフサイクルコストを低減させるとともに、財政負担の平準化や財源の確保を考慮したものでなくてはなりません。実行可能な計画とするためにも中期財政計画との整合性に留意します。また、安定的な財政運営のため、大規模改修や廃止に伴う取壊し等の財源として基金積立を行うとともに、起債の抑制により有利子負債を削減し、将来負担を軽減するものとします。

参考文献

総解説ファシリティマネジメント

齋田久夫 第14版 日本経済新聞出版社発行 2011年

公共ファシリティマネジメント戦略

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会編集 第2版

ぎょうせい発行 2012年

東洋大学 PPP 研究センターHP (2014年3月閲覧)

<http://www.toyo.ac.jp/site/pppc/30712.html>

財務省 HP (2014年3月閲覧)

http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/gaiyou/02.htm

平成24年瀬戸内市の人口推計

瀬戸内市総合政策部経営企画課発行 2012年

平成25年度瀬戸内市中期財政計画

瀬戸内市総合政策部経営企画課発行 2013年